

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

学校保健安全法施行規則第 18 条第 19 条（昭和 33 年 6 月 13 日文部省令第 18 号）最終改正：平成 24 年 3 月 30 日文部科学省令第 11 号より

	感染症	出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※ 感染症の種類と出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により上記のとおりです。出席停止には、「学校伝染病により出席停止証明書」等の提出が必要です。疾病が治癒し登校できるようになってからで結構ですので、必要事項を記入し病院の証明を受けたのち、担任に提出してください。